主 文本件各控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人ら両名の負担とする。

本件各控訴の趣意は、被告人ら両名の弁護人竹内信一作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は検察官岩本信正作成の答弁書記載の通りであるからこれを引用する。

論旨一乃至三点について

所論は要するに、原判決は、被告人AはB郵便局の事務員として郵便物の集配の事務に従事していた国家公務員であるところ、B電報電話局とりB郵便局に差しての名を表すいた「電話架設のご案内」と表面に印刷している第五種郵につし、電話架設の信書の秘密を侵すとして、国家公務員法が、ているの電話架設案内は開封の信書である。と認定しているのであることの内容が他人に知られても差して、国家公務員ははないののの電話架設案内は開封の信書で、その内容が信書の表面にもも、の内容が他人に知られても差して、国家公務員法上ののであると認定しているのである。と認定してもにもののののである。ではないをはない。(このののであるの内容が他人に知られたのとは、一項の秘密でとはいるのである。とは、特定の秘密ではないというのである。

しかも、原審における証人Dの供述、当審における証人Eの供述を綜合すれば、電話の新規架設者の住所、氏名を架設案内によつて知らせる前に公表すると、電話業者が、しゆん動して新規架設者に不利益をもたらす危惧のあることや電々公社を職員が特定の業者と結託して不正を働いているのではないかという疑惑を持たる虞があるので、本件犯行当時は、誰に電話の新規架設を認めたかを何人にも表しず(弁護人所論の勧業証券に架設者の名簿を閲覧させるようになつたのは、本件犯行後のことを禁じていたこと、開封の信書であつても、郵便局で取扱中に他に入るとは予想していなかつた事実を認めることができる。そうしてみるとに合理的なおのとは予想していなかった事実を認めることができる。その内容はもとよりその宛先につきれを秘密にすることを欲し、しかも秘密を保持することに合理的な相当事由があれたものといわなければならないのである。

そして、本件犯行の態様をみると、被告人は、配達中にたまたま電話架設案内の本件書状をみて、その宛先等を知つたというのではなく、B郵便局において、B電報電話局から一括して差し出された電話架設案内の書状を発見するや、これを局外に持ち出して、その宛先の住所、氏名のほか、書状の中に記載されている電話番号を封筒の隙間から覗き見して書き取り、これを被告人Cらに知らせているのである。被告人Aの原判示第一、(一)の所為が郵便法八〇条二項に違反することは明白であるといわなければならない。従つて弁護人の本件書状は開封だから、守らなければならない秘密はなく被告人の所為は郵便法上の信書の秘密を侵したものでな

いとの主張は採るを得ない。

次に国家公務員法一〇〇条一項に職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないと規定されている秘密とは、他の法令によつて秘密とされている事項を含むものと解すべきである。郵便法九条によつて秘密とされている信書の秘密は、国家公務員法一〇〇条一項の秘密であるといわなければならない。従つて電話架設案内は、いかなる意味でも他人に知られたくない事項とはいえないから、公務員法上の秘密に当らないという弁護人の所論は採るを得ない。

原判決に所論のような法令適用の誤りはないから論旨は理由がない。

論旨四点について

所論は要するに公務執行妨害罪における公務員と収賄罪における公務員とは、保護法益を異にするから画一的にきめるべきではなく、若干の相違があると考えるのが当然である。被告人Aは郵便集配人であるが、収賄罪にいう職務に関しというのは専ら機械的単純労働を指すものではないから、被告人の判示第一、(二)の所為は収賄罪に当らないというのである。

は収賄罪に当らないというのである。
〈要旨〉よつて案ずるに、刑法上公務員の概念は同法七条によつて明らかにされており、構成要件のいかんによつて〈/要旨〉解釈を異にすべきものではないと解すべきである。昭和三五年三月一日第三小法廷、判決(集、一四、三、二〇九)は郵便集配人の担当事務の性質は単に郵便物の取集め、配達というごとき単純な肉体的、機械的労働に止まらず、民訴法、郵便法、郵便取扱規程等の諸規定にもとづく精神的労務に属する事務をもあわせ担当している点を考慮してこれを刑法上の公務員と助いるのである。従つて被告人が刑法上の公務員であること明白であり、その職務に関して賄賂を収受すれば、収賄罪を構成することはいうまでもない。郵便集配人は機械的単純労働に従事するに過ぎないことを前提として、公務員でないと主張する所論は理由がない。

論旨五点について

所論は要するに被告人Cは被告人Aの秘密漏洩を教唆し、かつ贈賄したというけれども、被告人Aの所為は無罪であるから被告人Cもまた無罪であるというのであるが、被告人Aの所為は原判示のとおりの犯罪を構成すること前説示のとおりであるから、弁護人の所論は前提を欠くこととなり、理由のないこと明白である。 よって、刑事訴訟法三九六条に則つて本件各控訴を棄却し、当審における訴訟費

よつて、刑事訴訟法三九六条に則つて本件各控訴を棄却し、当審における訴訟費用は、同法一八一条一項本文により被告人ら両名に負担させることとして主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 畠山成伸 裁判官 松浦秀寿 裁判官 八木直道)